

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）6 月 8 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関するこ
とに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う
本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）5 月 2 2 日付けで諮問（第 8 5 2 号）された生活保護
法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関するこ
とに係る個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次
のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条
例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性は認
められない。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略することについては、判断をする必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢区検察庁検察官副検事から、刑事訴訟法第 5 0 7 に基づき裁判執行のため、
生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法
第 5 0 7 条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けら
れている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するた
め、藤沢区検察庁検察官副検事に生活保護受給者情報を目的外に提供すること
について、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢
市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名、生年月日、住所、保護開始日、保護開始理由、保護費支給日、保護

費支給方法，金融機関及び支店名，口座種別，支給金額，受診医療機関
なお，照会書の照会事項の提供の必要性について確認し，受給時の住居，
参考事項については提供しないと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

藤沢区検察庁検察官副検事

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第507条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第507条に基づ
くものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は，裁判の執
行に関して必要があると認めるときは，公務所又は公私の団体に照会して必
要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その
他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会
に依らなければならぬ拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した藤沢区検察庁検察官副検事に
よって行われたものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられて
いる。また，裁判執行の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について藤沢区検察庁検察官副検事に問い
合わせたところ，「照会対象者については，道路交通法による違反があり，
現在違反金が未納であり，本人と連絡もとれないことから，財産の差し押さ
えを前提としている。その前段階として生活保護受給の事実があるかを調査
し，支払能力があるかどうかを確認したい。また，今後，身柄を拘束するに
あたり，勾留にたえうる状態かを確認したく，受診医療機関を把握したい。
なお，当該裁判の裁判所，裁判日，事件番号については，すべて回答できな
い。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，生活保護法の規定による保護に関す
る事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結
果，本件の照会に依る必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじ
めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，裁判執行のために行うものであり，本人通知を
した場合には，当該裁判執行の遂行に支障が生じることを裁判執行機関に確認し
た。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるた
め，当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 回答書(案)
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した藤沢区検察庁検察官副検事によって行われたものであり、照会の具体的な必要性について実施機関により確認がされているところである。また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係るものであり、他の代替手段が想定しがたいものであるとしている。

しかしながら、検察官が裁判所、裁判日及び事件番号を明らかにしていないので、裁判の存在を確認することができないことから、本件の目的外に提供する必要性は認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(1)に述べたとおり、目的外に提供する必要性が認められないことから、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断をする必要がない。

以 上